

令和2年11月25日

株式会社テルズ&クイーン代理人

弁護士 栗田 真人 先生

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

〒920-0206 金沢市北寺町 9 番地 3

TEL:076-254-6733 FAX:076-254-6744

[連絡先] 藏大介法律事務所

弁護士 木村 基之

〒920-0912 金沢市大手町 7 番 23 号

TEL:076-234-5830 FAX:076-234-5831

申入書 2 兼要望書

貴社より当法人に送付された令和2年8月11日付「回答書」を拝受いたしました。また別途、新たな契約書約款（以下、「約款」と言います。）を送付していただき、ありがとうございました。

回答書および約款を拝見し、改めて以下の通り申入れさせていただきます。つきましては、書面到達後1か月以内に文書にてご回答くださいますようお願いいたします。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容については、公表を予定しておりますので、その旨申し添えます。

第1 申入れ及び要望の趣旨

- 1 約款第11条2項中の、入会金の精算金に関する部分につき、削除ないし適切な修正を求めます。
- 2 約款において、シェアラ会員が役務提供開始前に中途解約をした場合の取り扱いを明示することを求めます。

第2 申入れ及び要望の理由

1 約款第11条2項中の、入会金の精算金に関する部分について

- (1) 貴社の約款第11条2項では、シェアラ会員が中途解約する場合について、2万円を超えない範囲において、会員は契約残高（契約に係るエステティックサービスの対価の総額から既に提供されたエステティックサービスの対価に相当する額を引いたもの）の10%に、入会金の精算金〔入会金×経過月（1ヶ月未満の日数は1ヶ月に繰り上げ）÷（エステティックサービスの契約期間月数）〕を加えた額を解約損料として支払わなければならない旨を定めています。

この解約損料とは、エステティックサービスの役務提供開始後の中途解約に伴う損害賠償を定めたものと解されます。

- (2) 特定商取引に関する法律（以下、「特商法」と言います。）第49条2項1号ロ・特商法施行令15条及び別表第四では、エステティックの役務提供開始後の中途解約による損害賠償額について定めており、その額は、2万円又は当該特定継続的役務提供契約に係る特定継続役務の対価の総額から提供された特定継続役務の対価に相当する額を控除した額の10/100に相当する額のいずれか低い額とされています。

しかし、約款第11条2項は法が定めてない入会金の精算金を損害賠償額の計算に含めています。この約款の定めは、2万円の範囲内ではあるものの、法が定める「当該特定継続的役務提供契約に係る特定継続役務の対価の総額

から提供された特定継続役務の対価に相当する額を控除した額の10/100に相当する額」を超えて、入会金の精算金を貴社が受領できるとするものであり、特商法第49条1項に違反し、同条7項により無効です。

- 2 シェアラ会員が役務提供開始前に中途解約をした場合の取り扱いについて
 - (1) 約款第11条では、中途解約をする者がシェアラ会員かそうでない者かで適用規定を分けており、前者の場合は同条2項、後者の場合は同条1項が適用されます。そして、約款中には「シェアラ会員」を直接定義づけた規定がありませんが、約款第4条1項に入会金を支払うことによりシェアラ会員としての特典が受けられるとの記述があることから、「シェアラ会員」とは、単に入会金を支払った者と定義づけられます。
 - (2) 約款第11条2項には、「既に提供されたエステティックサービスの対価に…」という文言があることから、同項はシェアラ会員が役務提供開始後に中途解約することを前提として定めているものと思われる。しかし、シェアラ会員が役務提供開始前に中途解約をした場合について、約款第11条2項では定めがありません。この場合は、約款第11条1項第2文の「役務提供開始前の解約」についての定めが適用されるものとも思われますが、明確ではありません。
 - (3) 消費者契約法（以下、「消契法」と言います。）第3条第1項第1号は、事業者が消費者契約の条項を定めるにあたっては、消費者契約の内容がその解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ消費者にとって平易なものになるよう配慮することを求めています。

貴社と消費者との契約については消契法第2条3項にいう消費者契約に該当するため、消契法第3条1項1号に従い、シェアラ会員が役務提供開始前に中途解約をした場合の取り扱いを明示することを求めます。

以上